

2022年11月15日

各 位

会 社 名 筑波精工株式会社
代表者名 代表取締役社長 傅 寶菜
(コード番号:6596、TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役管理部長 松坂 一生
TEL 0285-55-0081
URL <https://tsukubaseiko.co.jp/>

定款一部変更及び監査役会設置並びに会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、2019年5月15日開催の臨時取締役会において、「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を2019年6月27日開催予定の第34期定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件の定款一部変更及びそれに伴う監査役会設置並びに会計監査人選任については、本来、2019年5月の決定時点で遅滞なくお知らせすべきだったにも関わらず、開示時期が大幅に遅延しましたことをお詫び申し上げます。

記

1. 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

(1) 監査役会の設置について

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社に相当するため、同法の規定に基づく監査役会を設置することで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものであります。これに伴う文言を追加し、併せてその他の文言の追加等所要の変更を行うものであります。

(2) 会計監査人の設置について

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社に相当するため、同法の規定に基づく会計監査人を設置することで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものであります。これに伴う文言を追加し、併せてその他の文言の追加等所要の変更を行うものであります。

(3) 中間配当制度の規定新設

株主への利益還元のための機会を充実させるため、現在年1回の期末配当に加え、中間配当制度を導入するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容については、【別紙】のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月27日

定款変更の効力発生日 2019年6月27日

2. 会計監査人選任の件

当社は、現在あかり監査法人により、東京証券取引所の規則に基づいて監査を受けておりますが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会計監査人設置会社に移行するものです。会計監査人には、あかり監査法人が就任する予定です。

あかり監査法人を会計監査人候補とした理由は、同監査法人の監査体制、独立性、専門性、会計監査の継続性確保等を総合的に勘案した結果、会計監査人としての適格性を備えていると判断致しました。

なお、本件は上記「定款の一部変更の件」が第34期定時株主総会において承認可決されることを条件としており、第34期定時株主総会において承認可決しております。

3. 会計監査人候補者の名称等

名 称	あかり監査法人
事務所	東京都港区浜松町2-1-15 芝パークビル3F
沿 革	2017年10月 監査法人設立 2018年10月 日本公認会計士協会「上場会社監査事務所登録制度」において、品質管理レビュー実施済監査事務所として準登録事務所名簿に登録される
概 要	構成人員 代表社員(公認会計士) 2名 社 員(公認会計士) 5名 職 員(公認会計士) 1名 職 員(その他専門職) 1名 関与会社 金融商品取引法・会社法監査 1社 会社法監査 2社 その他法定監査 1社 任意監査 4社 <p style="text-align: right;">(2019年6月1日現在)</p>

4. 就任年月日

2019年6月27日 第34期定時株主総会開催日

5. 適時開示の遅延理由

本件に関しては、本来、直ちに適時開示すべきところ失念しており、本日開示するに至りました。今後は開示すべき事実が発生した場合には、速やかに内容を確認し、適時に情報開示を行ってまいります。この度は、開示遅延となりましたことを深くお詫び申し上げます。

以上

【別紙】

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条（省略）</p>	<p>第1条～第3条（現行どおり）</p>
<p>第4条(機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (新 設) (新 設)</p>	<p>第4条(機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u></p>
<p>第5条～第27条（省略） 第5章 監査役</p>	<p>第5条～第27条（現行どおり） 第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>
<p>第28条(員数) 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p>	<p>第28条(員数) 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p>
<p>第29条～第30条（省略） (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>第29条～第30条（現行どおり） <u>第31条(常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>第32条(監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>第33条(監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>第<u>31</u>条～第<u>32</u>条（省略） (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>第<u>34</u>条～第<u>35</u>条（現行どおり） 第6章 会計監査人 <u>第36条(選任方法)</u> <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u> <u>第37条(任期)</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="427 405 512 432">(新 設)</p> <p data-bbox="158 685 432 712">第33条～第34条 (省略)</p> <p data-bbox="427 763 512 790">(新 設)</p> <p data-bbox="158 925 325 952">第35条 (省略)</p>	<p data-bbox="810 248 1436 353"><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p data-bbox="826 405 1171 432"><u>第38条(会計監査人の責任免除)</u></p> <p data-bbox="842 445 1436 593"><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限定額とする。</u></p> <p data-bbox="810 645 1147 672">第39条～第40条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="810 723 1011 750"><u>第41条(中間配当)</u></p> <p data-bbox="842 763 1417 831"><u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p data-bbox="810 882 1042 909">第42条 (現行どおり)</p>